

# 財団法人愛知・豊川用水振興協会寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人愛知・豊川用水振興協会（以下「協会」という。）という。

(事 務 所)

第2条 協会は、事務所を名古屋市東区白壁一丁目50番地に置く。

(目 的)

第3条 協会は、愛知用水及び豊川用水並びに関連する水系にある施設（以下「愛知・豊川用水等」という。）の適正利用、環境整備等に関する啓発を行うとともに、水路用地等の有効利用の促進を図り併せて、愛知・豊川用水等の管理業務の円滑化、適正化に寄与することにより、地域の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 愛知・豊川用水等の適正利用のための広報活動
- (2) 愛知・豊川用水等の環境整備及び適正利用に関する研究会・講演会等の開催
- (3) 愛知・豊川用水等に関する印刷物の刊行及び頒布
- (4) 住民の利用に供するための水路用地等を利用する公園、運動施設等の建設及び管理に関する事業
- (5) 愛知・豊川用水等の管理事業に関する業務の受託
- (6) 愛知・豊川用水等施設の改築等に伴う補助業務の受託
- (7) 水路用地等を利用する駐車場等の施設の建設及び管理に関する事業
- (8) 前各号に定めるもののほか、目的達成のために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事4分の3以上の同意を得、かつ、愛知県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第10条 協会の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第11条 この協会が資金の借入をしようとするときは、返済期限が1年未満の借入を除き、理事会の同意を得、愛知県知事へ届け出なければならない。

(会計年度)

第12条 協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### 第3章 役員

(種別及び選任)

第13条 協会に、次の役員を置く。

理事 8人以上12人以内

監事 3人

2 役員は、評議員会において選任する。

3 理事は、互選により理事長及び専務理事各1人を選任するほか必要に応じて、副理事長1人及び常務理事2人以内を選任することができる。

4 理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第14条 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。

- 2 理事長は、協会を代表し、会務を統轄する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、会務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、会務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、会務を処理し、理事長、副理事長及び専務理事に事故があるとき、又は理事長、副理事長及び専務理事が欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順序でその職務を代行する。
- 6 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は愛知県知事に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(任 期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員が、心身の故障その他の事由により、職務の執行に堪えられないと認められるとき、又は役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意により解任することができる。

この場合において、その役員に対し、理事会及び評議員会において同意を得る前に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬)

第17条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理 事 会

(構 成)

第18条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第19条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
  - (2) 事業報告の承認
  - (3) その他協会の運営に関する重要な事項
- (招 集)

第20条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第21条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第22条 理事会は、理事3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第23条 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第25条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

## 第5章 評 議 員 会

### (設 置)

第26条 協会の運営に関する重要事項について理事長の諮問に応ずるために評議員会を置く。

### (評 議 員)

第27条 協会に評議員12人以上18人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 役員及び評議員は、相互に兼ねることはできない。
- 4 評議員には、第13条第4項、第15条及び第16条の規定を準用する。この場合において、第13条第4項中「理事」とあるのは「評議員」と、「3分の1」とあるのは「2分の1」と、第15条及び第16条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

### (評議員会)

第28条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、協会の重要事項を審議する。
- 3 理事長は、次の事項を諮問しなければならない。
  - (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
  - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
  - (3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること。
  - (4) その他理事会が必要と認めた事項。
- 4 評議員会は、理事長が招集する。
- 5 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。
- 6 評議員会については、第20条第2項及び3項並びに第22条から第25条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事又は監事」とあり、「理事」とあるのは「評議員」と、「出席理事」とあるのは「出席評議員」と、「理事会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

## 第6章 事務局及び職員

### (設 置)

第29条 協会に事務局を置き、事務局に必要な職員を置く。

- 2 事務局及び職員に関する事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。
- 3 職員は理事長が任免する。

### (備付け書類及び帳簿)

第30条 協会は、事務所に民法第51条に規定するもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産及び負債の状況に示す書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の認可を受けなければ変更することができない。  
(解散及び残余財産の処分)

第32条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の許可があったとき解散する。

- 2 解散に伴う残余財産の処分は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の許可を受けて、協会と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

## 第8章 雑 則

### (委 任)

第33条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、協会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 協会設立当初の役員は、第13条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、昭和65年3月31日までとする。
- 3 協会設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第19条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 協会設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。

### 附 則

- 1 この寄附行為の変更は、愛知県知事の認可があった日から施行する。
- 2 施行日現在、役員である者は、変更後の第13条第2項の規定により選任されたものとみなす。
- 3 変更後初めて評議員が選任される間に補欠又は増員により選任される役員は、変更

前の第13条第2項の規定により選任する。

- 4 変更後初めて選任される評議員の任期は、変更後の第27条第4項において準用する変更後の第15条第1項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。
- 5 変更後の第28条第3項第2号の規定は、平成13年度の事業報告及び収支決算に関することから適用する。

#### 附 則

- 1 この寄附行為の変更は、愛知県知事の認可があった日から施行する。

#### 附 則（平成20年4月23日変更認可）

- 1 この寄附行為の変更は、愛知県知事の認可があった日から施行する。

#### 沿 革

昭和63年4月1日制定

（昭和63年4月1日63令農用第11号 設立許可）

平成5年10月27日5令農用第74号 変更許可

（第1次変更 平成5年5月24日 理事会同意）

平成13年4月26日13令農計第59号 変更認可

（第2次変更 平成13年3月26日 理事会同意）

平成18年4月24日18農計第55号 変更認可

（第3次変更 平成18年3月23日 理事会同意）

平成20年4月23日20農計62号 変更認可

（第4次変更 平成20年3月27日 理事会同意）